社会福祉法人 TSUBATA SHAKYO

津幡町社会福祉協議会

みんなでささえあい
ともに生きていく
やさしいまちづくり

目次

P1　社会福祉協議会とは　組織図
P2　地域福祉計画
　　地区社協・委員会
P3　地域向け研修会
　　地域ささえあい事業
　　福祉サービス利用支援事業
P4　生活困窮者支援
　　各種資金相談
　　学習支援事業
　　要支援児童見守り活動等推進事業
P5　子育て支援事業
　　ファミリー・サポート・センター
P6　ボランティアセンター
　　いきいきサロン
P7　各福祉団体への活動支援
　　相談所の運営、募金活動の協力

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会は、通称「社協」の愛称で親しまれ、市区町村、都道府県・指定都市および全国段階に設置され、地域住民、社会福祉関係者等の参加協力を得て、みんなが安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指した活動を行っています。

また社協は、営利を目的としない民間組織として活動しており、津幡町では昭和 44 年厚生労働省より認可を受け、社会福祉法人となり現在に至っています。

津幡町社会福祉協議会の組織図

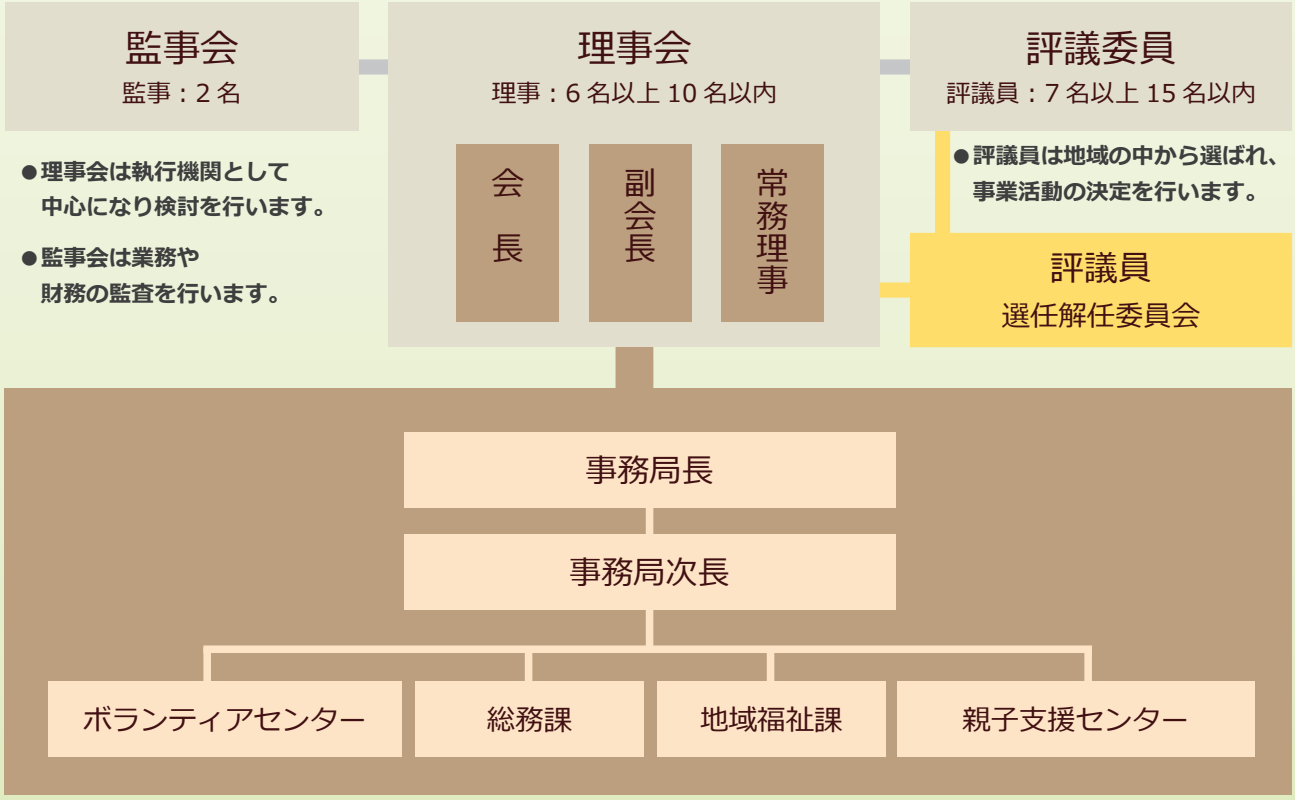

津幡町社会福祉協議会の事業

1. 福祉活動推進事業
2. 地域介護予防活動支援事業
3. 生活支援体制整備事業
4. 安心生活基盤構築事業
5. 県生活福祉資金、町たすけあい金庫の運営
6. 地域ささえあい事業
7. 福祉サービス利用支援事業
8. 生活困窮者支援
   フードバンク・ネットの活用及びフードドライブ活動の推進
9. 学習支援事業
10. 要支援対象児童見守り活動等推進事業
11. 子育て支援事業
12. ファミリー・サポート・センター事業
13. ボランティアセンター事業
14. 介護支援ボランティアポイント事業
15. 各福祉団体への活動支援
16. 相談所の運営
17. 募金活動の協力
18. 社会福祉大会の開催
19. 広報活動の推進

津幡町地域福祉計画・地域福祉活動計画

基本理念

支え合い、
誰もが個人として尊重され
その人らしく生き生きと、
すこやかに
安心して暮らせる津幡町の実現

地域の特徴や今まで育まれてきた助け合いや支え合い（自助・互助・共助・公助）を生かして、住み慣れた地域で、どんな状態になっても、子どもから高齢者まで、すべての住民が心豊かに暮らせる地域づくりを進めるために策定されました。

第 3 期計画が 2023 年度から 2027 年度の 5 年間推進されます。

第 3 期計画の目標・施策

基本目標		基本施策	
(1)	福祉拠点の体制強化と地域活動の充実	重要 1	①公民館を拠点とした地区社協づくり支援
			②地域活動の活性化支援
		重要 2	③見守り・支え合い活動の推進
(2)	地域とさまざまな活動主体が協働する取り組みの充実		④地域とつながり協働する場づくり
		重要 3	⑤個別支援につながるしくみづくり
			⑥支援につなげる重層的なネットワークづくり
(3)	包括的な支援体制の充実	重要 4	⑦包括的・継続的な相談支援体制の充実
		NEW	⑧権利擁護の推進（成年後見制度利用促進計画）
		NEW	⑨再犯防止の推進（再犯防止推進計画）

各地区社協・委員会の活動

地域福祉推進の基盤組織として

地域住民のくらしを考える町内８カ所の地区社協・委員会の活動を支援しています。

英田地区
くらし安心ネットワーク委員会
事務局：英田コミュニティプラザ内

河合谷
くらし安心ネットワーク委員会
事務局：河合谷ふれあいセンター内

津幡地区
安心ネットワーク推進委員会
事務局：津幡地域交流センター内

笠谷地区
くらし安心ネットワーク委員会
事務局：笠野公民館内

井上地区安全・安心
ネットワーク推進委員会
事務局：井上コミュニティプラザ内

刈安校区
くらし安心ネットワーク委員会
事務局：刈安コミュニティプラザ内

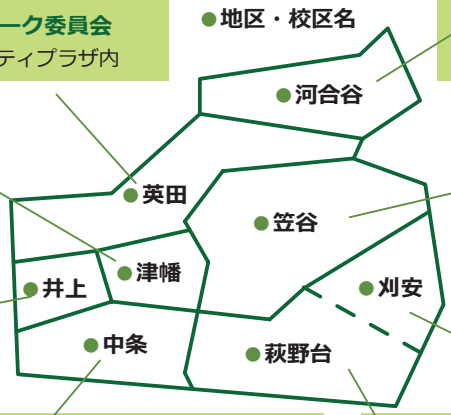

中条地区
くらし安心ネットワーク委員会
事務局：条南コミュニティプラザ内

地区社協
くらし安心づくり萩野台
事務局：萩野台コミュニティプラザ内

▼ ウォーキング大会

▼ 小学校と地域の交流

▼ 買い物支援

地域向けの研修会

地域の方を対象に福祉の研修会を開催しています。

生活支援連絡会

高齢になっても自分の地域で暮らしていけるように、参加者同士が情報の共有をし、地域住民が支え合う仕組みをみなさんと一緒に考えます。

権利擁護講座

誰もが持っている生活上の権利を守るために、日常生活自立支援事業や成年後見制度などについて事例を使って紹介します。

地域づくり研修会

地域でおこなわれている福祉活動の発表や、住民が自分たちで住みよい地域づくりができるようなヒントを学びます。

地域見守り勉強会

地域でできる見守りを入口に、お互い様の気持ちを共有し、何でも話せる場づくりと助け合える関係づくりについて考えます。

地域ささえあい事業

「生活の手助けをしてほしい」
「生活の手助けをしたい」

このように思っている方が会員となり、お互いに助けながら活動をおこないます。利用会員と協力会員の合意でおこなわれる、有償の活動です。

福祉サービス利用支援事業

高齢者や障害のある方の日常生活を支援します。

下の理由により、判断能力に不安がある方が対象です。

①もの忘れのある高齢者
②知的障害のある方
③精神障害のある方

サービスの内容

1. 福祉サービスの利用のお手伝い
2. 日常的なお金の管理のお手伝い
3. 大切な書類などのお預かり
4. 日常生活に必要な手続きのお手伝い（相談・助言）

生活困窮者支援

社会福祉施設・団体や子ども食堂等の社会福祉活動への支援の他、
生活困窮者の生活相談支援や食料支援を行っています。

フードバンク

NPO 法人いしかわフードバンク・ネットに登録し、個人や団体から社協にいただいたものを配布しています。

フードドライブ

津幡地区女性会・津幡町商工会女性部の方々がご家庭で眠っている食品を公民館などに集める活動をされています。また、企業の方々からも集まった食品等を社協にいただいています。社協でも直接食品等の寄付をフードドライブとしていただいています。

フードパントリー

地域の皆様や企業の方々からいただいた食品等を社協で展示してフードパントリーを定期的に開催しています。必要な人や世帯が来所され、喜ばれています。

ふーどサポーター制度

寄付をいただいた、個人・団体様にふーどサポーターとして登録いただき、ステッカーを差し上げ、食料支援の周知活動にご協力いただいています。

各種資金相談

生活困窮者が資金の貸付と必要な相談を受けることにより、生活の安定と経済的な自立を目指します。

県生活福祉資金	**総合支援資金**	失業等求職活動中で生計維持の為の資金貸付
	福祉資金	低所得世帯・障害・高齢世帯の困窮状況に支援
	その他	教育支援資金等
津幡町たすけあい金庫	本町住民で低所得者に対して、緊急事態を援護する資金	

学習支援事業

＊「はーちゃん食堂」による軽食提供（￥100/ 回）

生活困窮世帯の小中高生の希望者に対して、大学生ボランティア等による学習支援と居場所作りを実施

小学生	夏休みの午前 5 回（令和 5 年度実施）
中高生	夏休みの午前 5 回・夏休み以降の夜 15 回　計 20 回（令和 5 年度実施）

要支援対象児童見守り活動等推進事業

支援が必要と思われる子どもや保護者と関わりをつくり、生活や養育状況の見守りを行う。

①定期的な訪問　②居場所の提供　③各支援機関との連携

子育て支援事業

親子支援センター

親子支援センターは、遊びやつどいの場を提供し、子育て家庭を応援します。

交流の場

未就園児のお子さんとその家族や、出産前のご夫婦が気軽に交流できる遊び場です。

- ●大きくなったかな？
- ●つどいのひろば
- ●ウエルカムパパ

地域の方と共に

中学生や主任児童委員・地域のボランティアの受け入れや次世代交流

- ●おまつり広場
- ●サポーターと遊ぼう
- ●ハンドベルコンサート
- ●はーちゃん食堂・学習支援

子育て等に関する相談

毎日の子育てについて心配な事、気になる事、なんだかわからないけど落ち込んだりイライラしたり…。スタッフはいつでも身近な相談相手です。

地域や子育て関連の情報提供

子育て支援に関する講習や研修、講座の案内

子育てをする仲間づくりの場を提供し、妊娠から育児までつながる支援を行います。

- ● BP プログラム
- ●子育て講習会
- ●プレパパ・ママ交流会

▲ プレパパママ交流会

▲ 産後ママのためのセルフケア教室

預かり事業　津幡町 ファミリー・サポート・センター

子育てを手助けしてほしい方（依頼会員）と子育てのお手伝いができる方（提供会員）がお互いに理解し、助け合いながら活動を行います。

- ●ファミリー・サポート・センターの運営
- ●子育てサポーター養成講座の開催
- ●多胎児家庭・ひとり親家庭等への利用支援

▼ 子育てサポーター養成講座

◀ひろばでの託児の様子

ボランティアセンター

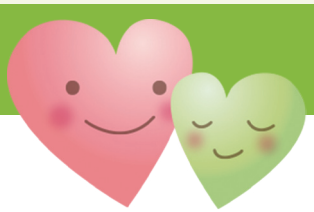

ボランティア活動への住民参加を広く呼びかけ、その活動を推進する為に色々な事業や支援を行っています。

ボランティア登録・相談・斡旋・保険

・津幡町でのボランティア活動者・団体の登録
・ボランティア活動をしたい人や、活動している人、及びボランティアを必要としている人の相談や紹介、斡旋
・ボランティアをする人たちが安心して活動できるように、活動中の様々な事故によるケガや賠償責任などについて保険の加入手続

ボランティア活動支援

・ボランティア活動に対する助成金情報の提供
・ボランティア情報を社協だよりや町広報誌等での周知
・ボランティア活動における功労者の推薦

ボランティア講座の開催

・ボランティアについて興味関心のある方や、活動している人に、各種ボランティア講座や研修会の開催

ボランティア連絡会の運営

・ボランティア活動者の研修会や交流会を開催

子どもボランティアの育成

・児童・生徒ボランティア活動普及事業
・ジュニア体験事業支援
・中学生サマーボランティア活動支援

災害ボランティアセンター設置

・地震や水害などの災害発生時から復興に至るまで、被災地のために復旧・復興のお手伝いを行うボランティア活動の運営

ふれあい いきいきサロン

高齢者等が気軽に参加できるよう、集会所や公民館などの身近な場所で趣味や運動などで楽しい時間を過ごし、地域でいきいきと元気に暮らせることを目指す集いの場です。

立ち上げ・活動支援

●サロン立ち上げ費 20,000 円（開設時のみ）
●機材・用具の貸出
●ボランティア・講師派遣

いきいきサロン連絡会の運営

●知識向上のための研修会や代表者会議等の開催
●地域サロンの活動支援

介護支援ボランティア

ポイント事業

いきいきサロンや介護施設等におけるボランティア活動を通じて地域への貢献や自らの介護予防を目的とし、実績に応じてポイントを付与し、たまったポイントはドレミファカードの満点カードに交換できます。

＊対象は町内在住の 40 歳以上の方で、事前に登録が必要です。

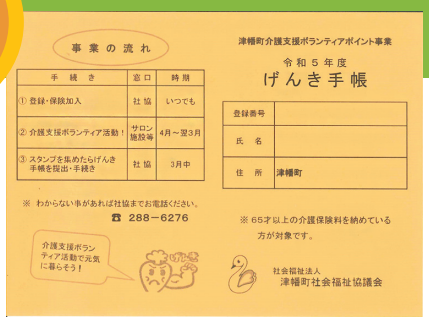

事業の流れ

手続き	窓口	時期
① 登録・保険加入	社協	いつでも
② 介護支援ボランティア活動！	サロン・施設等	4月～翌3月
③ スタンプを集めたらげんき手帳を提出・手続き	社協	3月中

※ わからない事があれば社協までお電話ください。
☎ 288－6276

介護支援ボランティア活動で元気に暮らそう！

津幡町介護支援ボランティアポイント事業
令和５年度
げんき手帳

登録番号	
氏名	
住所	津幡町

※ 65才以上の介護保険料を納めている方が対象です。

社会福祉法人
津幡町社会福祉協議会

各福祉団体への活動支援（社会福祉協議会に事務局がある団体）

各団体の事務局を担って活動を支援しています。

福祉団体

- 津幡町民生児童委員協議会
- 津幡町シニアクラブ連合会
- 津幡町戦没者遺族会
- 津幡町身体障害者福祉協議会
- 津幡町母子寡婦福祉部会
- 津幡町手をつなぐ育成会

ボランティア等その他

- 津幡町赤十字奉仕団
- 津幡町ボランティア連絡会
- 津幡町いきいきサロン連絡会
- 社会福祉法人連絡会
- 津幡町共同募金委員会
- 日赤石川県支部津幡町分区

相談所の運営

専門の相談員による相談所を開設しています。

心配ごと相談所

「くらしのサポート相談」の開設
（毎月第２・第４水曜日）
人権擁護委員、生活困窮者自立支援員

「無料法律相談」の開設

- 石川県司法書士会（毎月第１木曜日）
- 金沢弁護士会　　（毎月第３木曜日）
- 石川県行政書士会（毎月第４木曜日）

募金活動の支援

各種募金事業へ協力しています。

日本赤十字社

赤十字活動資金
募集活動の支援 (5 月)

日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

共同募金の支援

- 赤い羽根募金運動（10 月）
- 歳末たすけあい募金運動（11 月）
- 共同募金助成事業の活用

社会福祉法人
津幡町社会福祉協議会
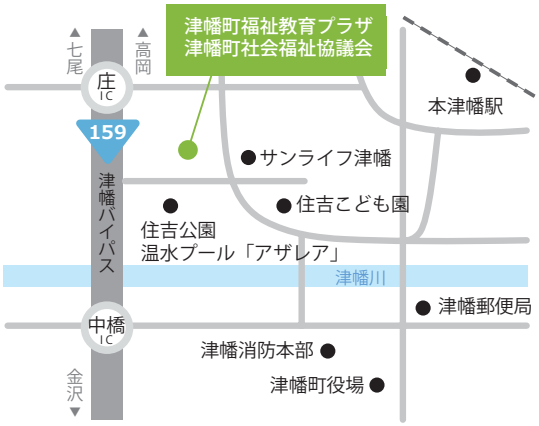
〒 929-0327
石川県河北郡津幡町字庄ニ 71 番地（津幡町福祉教育プラザ内）
電話｜ 076-288-6276
FAX ｜ 076-288-6748
ホームページ｜ https://tsubatashakyo.main.jp/
メール｜ info@tsubatashakyo.jp